

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【公開番号】特開2020-107566(P2020-107566A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2018-247605(P2018-247605)

【国際特許分類】

H 01 R 13/40 (2006.01)

H 01 R 13/6581 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/40 Z

H 01 R 13/6581

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月26日(2021.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

例えば、芯線を絶縁内被覆で覆った被覆電線の外周を編組線と絶縁外被覆とによって覆ったシールド電線の端末に接続される高周波コネクタとして、特開2011-253724号公報(下記特許文献1)に記載のものが知られている。この高周波コネクタは、シールド電線を皮剥ぎして露出させた芯線に接続される内導体端子と、内導体端子を内部に設けられたキャビティ内に収容する絶縁性の誘電体と、誘電体の外側を覆う外導体端子と、外導体端子を収容するコネクタハウジングとを備えている。シールド電線は、絶縁外被覆を皮剥ぎして露出した編組線が外導体端子の内周面に電気的に接続され、編組線および絶縁外被覆から前方に向かって真っ直ぐ引き出された被覆電線の芯線が内導体端子内に導入されて内導体端子と電気的に接続されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、この種のコネクタは、外導体端子の構造によっては、内導体端子から引き出される被覆電線の軸心と編組線および絶縁外被覆から引き出される被覆電線の軸心とを同軸に配置することができず、内導体端子から引き出される被覆電線の軸心と編組線および絶縁外被覆から引き出される被覆電線の軸心とが芯ずれした状態となる場合がある。内導体端子から引き出される被覆電線の軸心と編組線および絶縁外被覆から引き出される被覆電線の軸心とが芯ずれしていると、内導体端子を収容する誘電体から引き出された被覆電線が急激に屈曲される虞がある。被覆電線が急激に屈曲されると、信号の反射が生じ、通信品質が低下することが懸念される。また、被覆電線を急激に屈曲させた状態で内導体端子および外導体端子に組み付ける必要があるため、組み付け作業性が悪化してしまう。